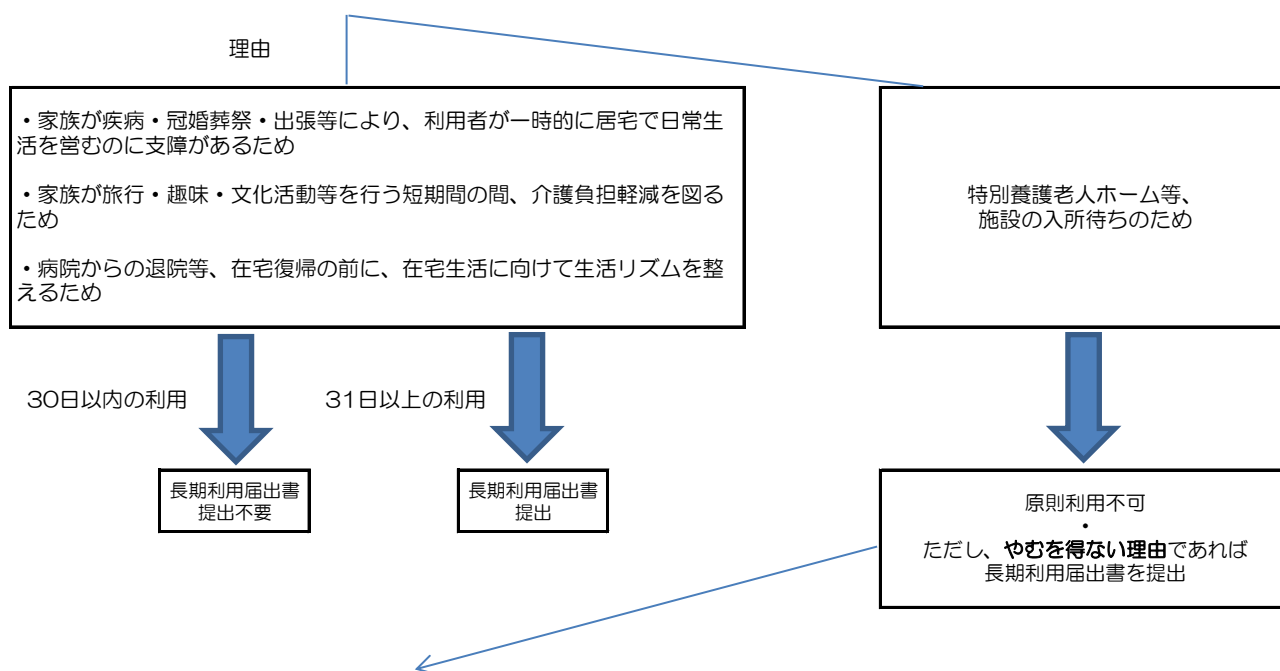


短期入所サービスの長期利用に関する留意事項

①ショートステイを利用したい



②よく見られる「やむを得ない理由」として認められない事例

○利用しているショートステイの施設が「気に入っている」「慣れている」「家から近い」など。

→本来ショートステイの施設は“生活の拠点”となるものではありません。“生活の拠点”は「居宅」にあることが大前提です。お気に入りのデイサービスに住むことが出来ないのと同様に、ショートステイに生活の拠点を置くことはできません。

また、利用者の要介護・要支援度の区分支給限度基準額から、保険対象内では利用できない日数分を全額利用者負担で補い長期利用する（例：要支援1の利用者が7日間ショートステイ利用、残りの24日は限度額超えのために自費利用）使い方についても、限度額の水準はそれぞれの要介護度・要支援度ごとに標準的に必要と考えられるサービスの組み合わせを勘案し設定されており、制約された限度額内で介護サービスを選択していくことが原則ですので、不適切です。

○特別障害者手当を受給しており、施設入所となると受給資格を喪失するため。

→特別障害者手当は、日常生活において常時特別の介護を必要とする**在宅の特別障害者**に対して、重度障害のために必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減のために、**特別障害者本人に支給**されるものです。

制度上、ショートステイは入所していると解さないため、現状としてはショートステイを長期で利用していても受給資格は喪失しません（ショートステイの長期利用はそもそも想定されていない）。しかし、“長期で利用している＝入所と同様のサービスを受けている”という状況を考えると、在宅ではない状態で手当を受給していること自体が不適切だと捉えられます。

これより、特別障害者手当受給資格喪失を理由としてのショートステイの長期利用は不適切です。

○入所基準を満たしていない施設への入所待ちのため。

→「特別養護老人ホームへの入所待ち」という理由でありながら、要介護度が軽度であったり（入所基準：原則要介護3以上）、「グループホームの利用待ち」という理由でありながら、認知症と診断されていなかったりでは、待機している施設への入所は現実的に難しい状況です。現状に合った介護サービスの利用を検討していただかなければなりません。

③長期利用届出書提出のタイミングについて

- ショートステイの利用が**連続31日以上**となるかどうか
- 認定の**有効期間のおおむね半数を超える**かどうか

☑短期入所サービスの長期利用が見込まれるサービス計画を策定する時点の届出

(例) ○9月1日から9月30日までショートステイを**30日利用**。

→計画を策定した時点での届出書は不要。

ただし、やむを得ない事情での延長など、31日以上の利用が判明した時点で届出書を提出する。

○12月1日から3月31日まで冬期間のみショートステイを**4か月間利用**。

→連続31日以上となるため、計画を策定した時点での届出書が必要。

○「(例えば) 2泊3日ショートステイ⇄4泊5日自宅での生活」を繰り返す。

→認定の有効期間と照らし合わせ、計画を作成した時点でおおむね過半数を超えることがはっきりしている場合には届出書を提出する。

☑要介護認定の、おおむね過半数を超えそうになった時点の届出

(例) 「(例えば) 2泊3日ショートステイ⇄4泊5日自宅での生活」を繰り返していたが、自宅で過ごす期間が減少、プラン作成時と変わってショートステイの利用が有効期間の過半数を超えることが判明した時。

☑サービス計画見直し時期において、長期利用を更に継続する時点の届出

(例) 既にショートステイを長期利用している場合について、長期利用の解消に努めたものの、プランの見直しの時期にやむを得ず長期利用を継続しなければならないと判断した時。